

## 議案第8号

### 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年11月30日

鳥取県知事 平井伸治

#### 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
医師養成確保奨学生金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院（知事が特に指定する病院にあっては、知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）に限る。）又は県内	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するま

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
医師養成確保奨学生金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院（知事が特に指定する病院にあっては、知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）に限る。）又は県内	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するま

		の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	でに、 <u>免除条件期間以上</u> 、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に従事したとき。 略 略		の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	でに、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に <u>免除条件期間以上</u> 従事したとき。 略 略
臨時特例医師確保対策	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」といいう。）において医	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに <u>県内の</u>	略	臨時特例医師確保対策	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」といいう。）において医	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに <u>県内の</u>

奨学金	学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。）で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。		奨学金	学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。）で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	病院において臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。
		略			略	略
		略			略	略
		略			略	略
備考		備考				

1 略

2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。

(1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学した者（以下の項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあっては、医師養成確保奨学金（以下この項から第4項までにおいて「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間

(2)～(4) 略

3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期間をいう。

(1)・(2) 略

4 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院の特定診療科において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間があるときはその期間（その

1 略

2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。

(1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学した者（以下の項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあっては、医師養成確保奨学金（以下この項及び次項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間

(2)～(4) 略

3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期間をいう。ただし、知事が特に指定する病院の特定診療科において業務に従事する期間については、3年を上限とする。

(1)・(2) 略

期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた  
期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとす  
る。

5 略

4 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。